

# 日本年金学会会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は日本年金学会と称する。

(目 的)

第2条 本会は年金制度およびこれに関連する諸問題の学術的研究を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会はつぎの事業を行う。

1. 研究会等の開催
2. 機関誌等の刊行
3. 外の学会との連絡交流
4. の他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、年金の研究者で、つぎの各号に定める3種とする。

1. 正会員
  2. 名誉会員
  3. 学生会員
- 2 正会員は、正会員2名の推薦を受けた者で、幹事会の承認を得たものとする。
- 3 名誉会員は、特に本学会に功労のあった者で、幹事会が推薦し、総会の承認を得たものとする。
- 4 学生会員は、大学院在学者で、正会員2名の推薦を受け、幹事会の承認を得たものとする。

第5条 削除

(権 利)

第6条 会員は研究会など本会の事業に参加し、会員総会に出席することができる。

- 2 会員は、転居や転任等により本会の事業に参加することが困難となった場合には、第7条に定める会費納入済年度の残存期間について、会員の地位を承継すべき者を幹事会に推薦することができる。

3 幹事会が前項の推薦を承認した場合、当該会員は退会し、その地位を承継した者を正会員（大学院在学者の場合は、学生会員）とする。

（会 費）

第7条 会員は所定の会費を納入しなければならない。

2 名誉会員の会費は免除する。

3 学生会員の会費は、正会員の会費の半額とする。

4 会員にして3年以上会費を滞納したものは、自然退会者とみなす。

### 第 3 章 役 員

（役 員）

第8条 本会につきの役員をおく。

1. 幹事
2. 会計監事
3. 削除

（役員を選任）

第9条 幹事および会計監事は、会員中より選出する。その方法については別に幹事会が定める。

2 幹事および会計監事が欠けた場合には、幹事会で後任役員を速やかに選出する。後任役員の任期は、前任者の役員任期の残存期間とする。

（役員任期）

第10条 幹事および会計監事の任期は2年とする。ただし、連続4期までの重任を妨げない。

（代表幹事）

第11条 本会を代表し、その業務を処理するために、幹事中から、代表幹事1名を互選する。

（会計監事）

第12条 本会の会計監査のため、会計監事2名をおく。

（顧 問）

第13条 削除

### 第 4 章 総 会

（召 集）

第 14 条 本会は、毎年 1 回、会員総会を開く。会員の 3 分の 1 以上の請求があったとき、または、幹事会が必要と認めたときは臨時総会を開く。

2 総会は幹事会が招集する。

(議 決)

第 15 条 総会における議決は出席会員の過半数をもって決する。

## 第 5 章 会 計

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、8 月 1 日に始まり、翌年 7 月 31 日に終る。

附 則

- 1 本則は昭和 55 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 本則による役員が選出されるまでの間、発起人のうち発起人会により指名された者が、その職務を行う。
- 3 初年度の会計年度は、昭和 55 年 11 月 1 日より昭和 57 年 3 月 31 日までとする。

附 則

本則は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 本則は、平成 17 年 10 月 20 日から施行する。
- 2 本則の施行の際、現に名誉会員である者については、本則による改正前の第 4 条第 3 項に規定する幹事会の推薦があった日に改正後の同項の規定による総会の承認を得たものとみなす。
- 3 本則による改正後の第 10 条ただし書きに規定する期数の算定に当たっては、本則の施行後に行われる役員の選出から起算するものとし、本則の施行の際、施行前から通算して現に連続 2 期以上役員にある者については、第 10 条中「連続 4 期」とあるのは「連続 2 期」とする。

附 則

本則は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本則は、平成 24 年 10 月 25 日から施行する。
- 2 会計年度の改正に伴い、平成 24 年度の会計年度は平成 24 年 4 月 1 日から、平成 25 年 7 月 31 日までとする。